

営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事

Q & A

Q 1 活用モデル工事に取り組む目的は何か

A 1 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)は、建設技能者の処遇改善を推進するために構築されたシステムであり、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇に繋げることを目的としております。活用モデル工事は、このCCUSの利用を促進するために導入しております。

Q 2 活用モデル工事には、どのような工事が対象となるのか

A 2 義務化モデル工事と活用推奨モデル工事の2種類を運用しており、それぞれの対象工事は以下のとおりです。

- ・義務化モデル工事：WTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事
- ・活用推奨モデル工事：宮崎県営繕課が発注する建設工事のうち、CCUS義務化モデル工事を除く全ての工事

いずれの工事も現場説明書にて対象工事であることを明示しております。

Q 3 計測日において、工期の始期から半年後を初回とし、以降3月に1回の頻度で設定するがあるが、例えば、工期が8か月の工事は、計測が1回で良いのか

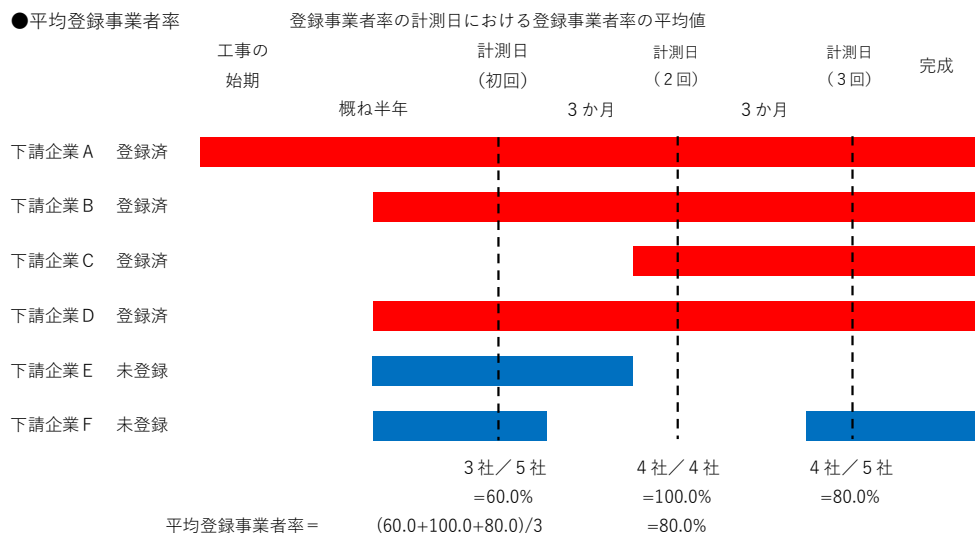
A 3 工期が8か月の工事の計測日は、工期の始期から半年後の初回のみとなります。

Q 4 各指標の達成状況の算出方法について詳しく教えて欲しい

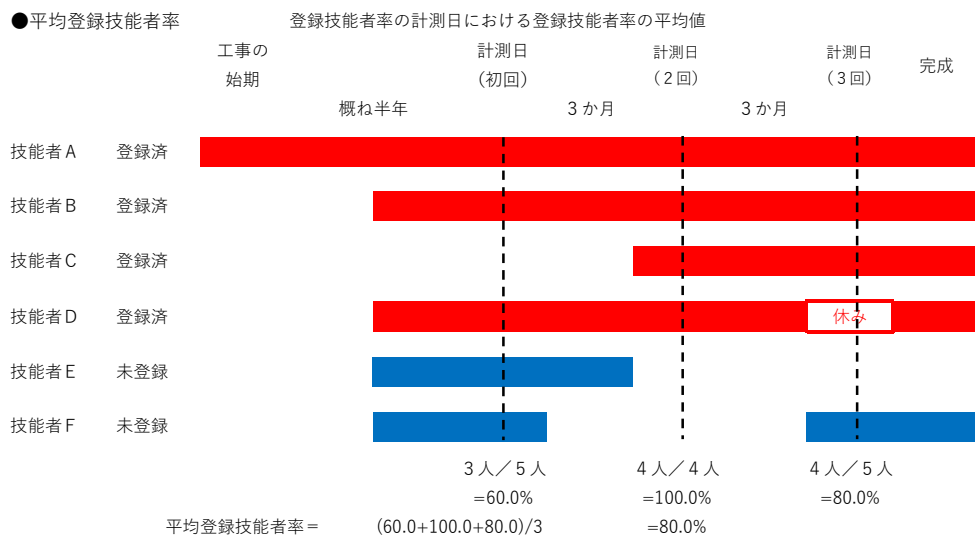
A 4 各指標の達成状況については、計測日(受発注者間で協議し決定)における状況を確認するものであり、指標毎の算出方法は以下のとおりです。

(次ページへ)

●平均登録事業者率

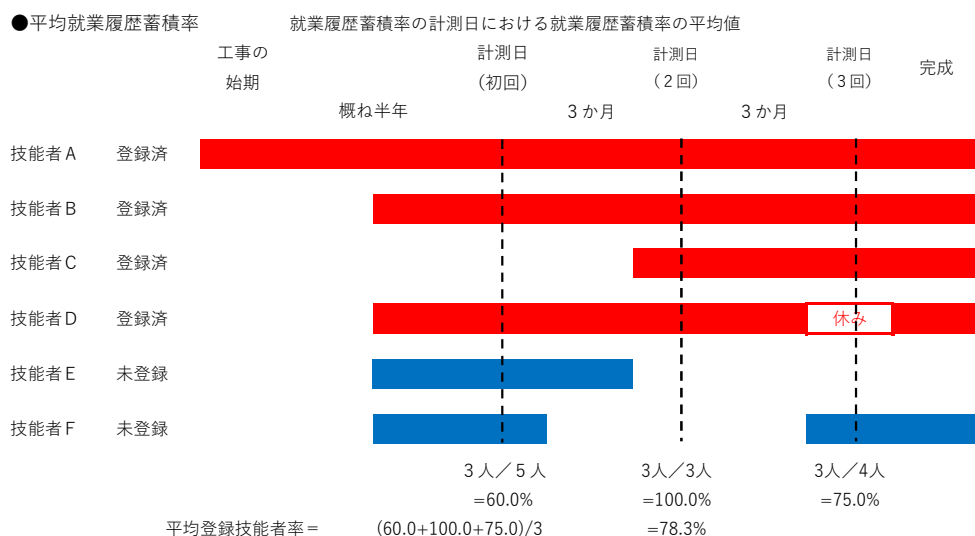


●平均登録技能者率



※技能者 D は、計測日 3 回目に現場入場はなかったが、下請け工期内であるため、カウントする。

●平均就業履歴蓄積率



※技能者 D は、計測日 3 回目に現場入場はなかったため、カウントしない。

Q 5 未達成項目の報告について様式はありますか

A 5 様式は定めておりませんので任意の様式にて報告をお願いします。

Q 6 カードリーダーの設置や登録技能者がタッチする費用は、設計変更にて計上してもらえるのでしょうか

A 6 活用推奨モデル工事及び義務化モデル工事について、最終の設計変更時に支出実績に基づき、積上げの現場管理費として計上します。この際、これらの費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等率の対象外となります。

Q 7 施工体制評価型総合評価落札方式(簡易型・特別簡易型)における、企業の取組※オプション項目が設定されている場合、建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組はどのような場合に評価されるのか

A 7 CCUS の事業者情報登録を行い、現場 ID を登録したカードリーダーを現場に設置した場合に評価されます。

なお、不履行があった場合は、当該年度及びその次年度の間、営繕課及び公共三部が総合評価落札方式で発注する全ての工事において「企業の取組」の項目の評価は2点とし、その間、CCUS の取組は評価しません。

Q 8 活用モデル工事を実施した場合、工事成績評定で評価されるのか

A 8 義務化モデル工事については、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、評価されます。

活用推奨モデル工事については、目標基準の達成状況に応じて、評価されます。

ただし、施工体制評価型総合評価落札方式(簡易型・特別簡易型)における企業の取組※オプション項目が設定されている場合は、工事成績評定の対象外です。

Q 9 計測日は受発注者協議により、工事の始期から半年後を初回とする、となっておりますが、工期が6か月に満たない工事は、どうすればいいのでしょうか。

A 9 工期が6か月に満たない場合は、受発注者協議により、任意で計測日を設定してください。